

平成30年度 送信所・固定局等における
放送装置等の点検業務等の請負

仕様書

1. 件名

平成30年度 送信所・固定局等における放送装置等の点検業務等の請負

2. 目的

本仕様書は、放送大学学園（以下「学園」という。）の幕張固定局、花見川固定局、東京FM送信所、東京DTV送信所、東京固定局、菖蒲固定局、桐生固定局、前橋FM送信所、前橋DTV送信所等において実施する放送装置等の点検業務等に関する事項を定め、学園の実施する放送の円滑な運用に資することを目的とする。

3. 請負業務内容

次の規定に従い業務を実施すること（以下（1）及び（2）に規定の業務を合わせて「本業務」という。）なお、請負者は本業務を実施の都度、学園が別に定める様式により報告書を提出すること。

（1）放送装置及び付帯設備の定期点検等の業務

①放送装置及び付帯設備の定期点検業務

別紙に基づき、定期点検業務を実施すること。また、放送事故を未然に防止するための予防保全及び運用管理の観点から、次に規定の業務も適宜実施すること。

（ア）定期的に交換する部品及び消耗品等の交換時期を学園に連絡すること。

（イ）不良箇所又は異常等を発見した場合は、可能な限り原因の究明（机上検討を含む）を行うこと。なお、不良箇所又は異常等の原因が判明した場合は、原因及びその復旧対策案を学園に報告すること。

（ウ）点検手法及び測定方法並びに測定器及び付属予備品の運用管理方法等について、実情に即した改善提案を行うこと。

（エ）各設備の機能改善、改補修及び新技術の導入等の提案を行うこと。

②簡易な保守・補修業務等

次に規定の業務を実施すること。ただし、次に規定の業務の実施は、①に規定の業務と併せて実施することが可能な場合に限る。

（ア）簡易な保守・補修業務

①に規定の業務において簡易な不具合を発見した場合は、補修すること。また、特性の劣化した部品（ユニット）を発見した場合は、学園が支給する部品（ユニット）と交換し、動作確認を行うこと。なお、交換した特性の劣化した部品（ユニット）の扱いに関しては学園の指示に従うこと。

（イ）立会業務

・物品搬入出時の立会業務

送信機器及び付帯設備に係る機器等の搬入出に関して学園が別に指示する内容を把握し、搬入出路及び養生方法等について搬入業者に適切に指示し、放送送出に支障のないよう立会業務を実施すること。

・専門業者による放送装置及び付帯設備の保守・補修時の立会業務。

専門業者による放送装置及び付帯設備の保守・補修に関して学園が別に指示する内容を把握し、作業工程表に基づいて作業が確実に実施され、かつ、電波の質の確保が図られるよう事前準備、作業中の監督及び事後処理を行うこと。なお、専門業者による放送装置及び付帯設備の保守・補修時の立会業務の概要は下記のとおり。

専門業者による放送装置及び付帯設備の保守・補修時の立会業務の概要。

①事前準備

作業の実施日時、作業内容及び専門業者の連絡先等を確認し、集合場所・時刻、緊急連絡先及び鍵の保管方法を設定する。

②作業中の監督

・入室処理

各放送施設への入室処理を行う。

・作業開始前

専門業者と作業に係る事前打合せを行い、放送に対する影響、作業方法及び終了時間を確認（放送終了後の立会業務の場合は、放送終了時刻及び放送開始時刻も確認する。）後、設備を「手動」とする等して対象設備を専門業者へ引き渡す。

・作業中

放送波の監視、放送波への影響の有無、安全作業の指導及び緊急時の連絡等を行う。

③事後処理

・作業終了後

作業状況、対象設備及び関連設備の動作を確認後、全設備を「自動」として作業開始前の状態に戻す。さらに、専門業者との事後打合せ、後片づけ及び整理整頓を行う。

・退室処理

各放送施設への退室処理を行う。

(2) 追加点検及び補修業務等の業務

学園の要請に応じて、次に規定の業務を実施すること。なお、業務内容の詳細は実施の都度、学園が別に指示する。また、次に規定の業務を実施する場合は、学園と請負者間において別に契約を締結し支払処理をする。

①追加点検及び補修業務

(1) に規定の業務以外に学園が追加して要請する点検及び補修業務を実施すること。

②立会業務

(1) ②(イ)の規定に準じた立会業務を実施すること。

③緊急点検及び補修業務

放送装置及び付帯設備に異常が発生した場合又は異常の発生が予想される場合に緊急点検業務を行うこと。この場合、学園から連絡を受けてから指示された場所に可能な限り速やかに出向し、その修復にあたりとともに必要な措置を行うこと。なお、東京 FM 送信所、東京 DTV 送信所及び東京固定局については、学園から連絡を受けてから1時間程度の間に出向すること。

4 契約期間

平成30年4月1日から平成30年10月31日まで

5 業務実施場所

- ・幕張固定局
千葉県千葉市美浜区若葉 2-11
- ・花見川固定局
千葉県千葉市美浜区打瀬 3-103-2
- ・東京 FM 送信所、東京 DTV 送信所及び東京固定局
東京都港区芝公園 4-2-8
- ・菖蒲固定局
埼玉県久喜市菖蒲町大字三箇字筋面 3328
- ・桐生固定局
群馬県桐生市広沢町3丁目字茶臼山 4512 ほか
- ・前橋 FM 送信所
群馬県高崎市吉井町大字多比良字一郷 4458 番地ほか
- ・前橋 DTV 送信所
群馬県渋川市伊香保町伊香保二ツ岳 999-3

6 実施体制

(1) 技術員の区分

本業務に従事する技術員の区分として、技術員特A、技術員A、技術員B及び技術員Cを設ける。なお、技術員の要件は次のとおりとする。ただし、技術員の技能、経験及び学園設備の点検頻度等を勘案し、学園と協議の上、技術員の区分を決定することもできる。

①技術員特A

次の要件をいずれも満たす者であること。

- (ア) 放送装置全般にわたる専門知識及び放送設備の設計・施工・保守分野において10年以上の経験を有すること。
- (イ) 基幹送信所及び固定局の設備点検業務の経験を7年以上有すること。
- (ウ) 技術員A、技術員B及び技術員Cの行う作業に精通し、それらを指導及び監督できる技能を有すること。
- (エ) 国が認める登録検査等事業者の点検員としての要件を満たすこと。

②技術員A

次の要件をいずれも満たす者であること。

- (ア) 放送装置全般にわたる専門知識及び放送設備の設計・施工・保守分野において10年以上の経験を有すること。
- (イ) 基幹送信所及び固定局の設備点検業務の経験を7年以上有すること。
- (ウ) 技術員特Aを補佐し、さらに、技術員B及び技術員Cの行う作業に精通し、技術指導を行えること。

③技術員B

次の要件をいずれも満たす者であること。

- (ア) 放送装置全般にわたる専門知識及び放送設備の設計・施工分野において5年以上の経験を有すること。
- (イ) 技術員特A又は技術員Aの指導管理のもとで、機器、空中線、蓄電池、充電器及び発電機の設置、ケーブルの接続及び配線、屋外におけるケーブルや架空線の布線及び建柱等の作業に直接従事することができる技能を有すること。

④技術員C

次の要件をいずれも満たす者であること。

- (ア) 放送設備の設計・施工分野において3年以上の経験を有すること。
- (イ) 技術員特A又は技術員Aの指導管理のもとで、機器、空中線、蓄電池、充電器、発電機の設置、ケーブルの接続及び配線、屋外におけるケーブルや架

空線の布線及び建柱等の作業に直接従事することができる技能を有すること。

(2) 実施体制

①技術員の確保

請負者は別表に示す点検業務を実施可能な最低人数を満たす技術員を確保した上で、上記(1)で区分された技術員を次のとおり配置すること。

(ア) 放送装置及び付帯設備の定期点検業務

技術員 A 以上及び技術員 B 以上の組み合わせによる作業体制で実施すること。ただし、東京 FM 送信所、東京 DTV 送信所及び東京固定局については、技術員特 A 及び技術員 B 以上の技術員の組み合わせによる作業体制で実施すること。

(イ) 追加点検及び補修業務並びに専門業者による放送装置及び付帯設備保守時の立会業務

業務内容に応じて、学園が別に指示する。

②即応体制の整備

請負者は本業務に即応できる体制を整備すること。

③実施体制表の提出

請負者は契約締結後速やかに実施体制表（責任体制を明確に示した緊急連絡体制並びに技術員特 A、技術員 A、技術員 B 及び技術員 C についての技術員名簿を記載すること。）を学園に提出し、承認を得ること。なお、技術員特 A は 2 名以上確保すること。また、実施体制表の内容を変更する場合は、変更前に学園の承認を得ること。

④業務実施日及び時間帯

本線系での作業及び復旧に長時間を要する部分の作業は、原則として放送休止時間帯に実施することとし、それ以外の放送に支障を与えるおそれのない作業は放送休止時間帯以外の時間帯に実施すること。

7 使用機材等

(1) 支給品

本業務において、部品又は消耗品の交換を行う場合は業務実施場所に備え付けの予備の部品又は消耗品を支給する。なお、業務実施場所に備え付けの予備の部品又は消耗品がない場合は、学園が別に指示する。

(2) 測定器

本業務で使用する測定器は、学園が別に指示する。

(3) 車両

本業務で使用する車両は請負者が手配すること。

8. 業務予定表

- (1) 請負者は別表に従い、実施月の 10 日前頃までに翌月分の業務予定表を作成し、学園の承認を得ること。
- (2) 請負者の都合で業務予定又はその内容を変更する場合、変更前に学園の承認を得ること。
- (3) 業務予定又はその内容は、学園の都合で変更を依頼する場合がある。

9 応急措置

本業務の実施中、放送装置及び付帯設備に影響を及ぼす事が想定される場合、請負者は簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに学園に報告すること。

10 関係法令の遵守

請負者は本業務の実施に当たり適用を受ける関係法令を遵守すること。

11 損害賠償

本業務の実施に当たり、請負者が故意又は過失により学園又は第三者に損害を与えた場合には、請負者の負担により損害を賠償すること。

12 その他

- (1) 請負者は本業務の対象となる放送装置及び付帯設備の構成及び構造の習熟に努め、必要に応じて建設時又は更新時のデータ及び過去の改補修・障害記録の事前調査を行うこと。
- (2) 請負者は本業務の実施前に学園と連絡を密に取り、誤認及び行き違いがないように連携して業務を円滑に進めること。
- (3) 請負者は放送障害、事故及び災害の防止のために、常に運用状況及び安全に注意を払い現場管理を行うこと。
- (4) 請負者は取り外しが必要な箇所の作業は慎重に進めること。なお、作業終了後は、事前の状態に修復し、将来の事故誘発の防止に努めること。
- (5) 請負者は作業後の片づけ及び室内の整理整頓を徹底すること。
- (6) 請負者は、学園の事業の公共性及び重要性を十分認識し円滑な業務遂行に努めること。

- (7) 請負者は、学園から資料及び報告書の提出を求められた場合、速やかに提出すること。
- (8) 請負者は成果物である点検結果報告書について、学園担当者より不備を指摘されたときは、直ちに点検結果報告書は無償で修正し再提出を行うこと。
- (9) 請負者は、業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に対して請け負わせたり再委託する場合、請負者は、あらかじめ、所定の事項について学園に申請した上で、承諾を得なければならない。
- (10) 本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、学園と協議の上、決定するものとする。